## 勧告に関する参照条文

〇道路運送車両法 (昭和二十六年法律第百八十五号) (抄)

(自動車の指定)

- 第七十五条 <u>国土交通大臣は、</u>自動車の安全性の増進及び自動車による公 害の防止その他の環境の保全を図るため、<u>申請により、自動車をその型</u> 式について指定する。
- 2 3 (略)
- 4 <u>第一項の申請をした者は、</u>その型式について指定を受けた自動車(第 二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する自動車の型式につ いて第一項の規定による指定を受けたもの(第九項において「指定外国 製作者等」という。)に係る自動車にあつては、本邦に輸出される者に 限る。第八項及び第九項第四号において同じ。)を譲渡する場合におい て、<u>当該自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合しているかどう</u> かを検査し、適合すると認めるときは、完成検査終了証を発行し、これ を譲受人に交付しなければならない。

5~9 (略)

(国土交通省令への委任)

- 第七十六条 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証及び限定自動車検査証の様式及び再交付の手続、自動車検査証返納証明書の様式、第七十三条第一項の車両番号標に関する事項、第七十五条第一項の規定による指定の手続、同条第四項の規定による検査の基準、同項の完成検査終了証の様式、第七十五条の二第一項の規定による指定の手続、第七十五条の三第一項の規定による指定の手続、第七十五条の三第一項の規定による指定の手続、その他この章に規定する道路運送車両の検査の実施細目は、国土交通省令で定める。
- 〇自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)(抄)

(勧告)

第三条の四 <u>国土交通大臣は、</u>指定製作者等がこの省令の規定に違反した とき、又は<u>完成検査の実施に関し改善が必要であると認めるときは、</u>当 該指定製作者等に対し、その是正又は改善のため<u>必要な措置をとるべき</u> ことを勧告することができる。

(平成30年10月12日公布・施行)